（資料３）

重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取組について

○　「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する観点から、令和３年度に「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

○　本県では、本年度、４市町（盛岡市、遠野市、矢巾町、岩泉町）が実施しています。

【市町村アンケート結果（令和４年10月）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和５年度実施予定 | 令和６年度の実施に向けて検討中 | 今後実施する可能性はあるが時期は未定 | 現時点において実施予定なし |
| ４市町村（令和４年度と同じ） | ４市町村 | 21市町村 | ４市町村 |

　※　１市が、令和５年度から「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施予定。

○　事業の実施は任意とされていますが、地域における包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を図っていくうえで有効な取組であることから、県としては、実施市町村の拡大を図っていく必要があると考えています。

○　現時点において実施予定がない市町村からは、実施しない理由として、概ね、現状で包括的な支援ができているとの回答があったが、専門的知識や人員の不足を挙げている市町村もあることから、こうした課題に対応するための支援を行う必要があります。

|  |
| --- |
| 【「現時点において実施予定なし」と回答した市町村における「実施しない理由」】・　実施体制に係る人員や専門的知識の不足等のため早期実施が困難。・　既存の支援の形でカバーできている。支援会議等を開催するといった事業に向けた事務手続が他業務を圧迫するおそれがある。・　独自の包括的な支援体制を構築済みのため。課題が発生した場合、主たる部署で受け付け、関連部署と情報共有・対応等しており、対応しない又はできないケースが生じていないことから、実施の必要性を感じていないため。・　既存の事業の取組により、必要性を感じない。・　現状町民の暮らしにどのような不都合や不便などがあって、何をすればそれが解消できるかを検討するためのマンパワーが不足している。各事業はおおむね保健福祉課が所管しており、現状で包括的な相談対応や支援等がある程度は実施できていると捉えている。・　福祉部として各分野と連携を図り包括的な支援体制としているため、必要性を感じない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和４年８月状況調査） |

○　このため、県では、別紙のとおり、研修会の開催やアドバイザーの派遣等によるノウハウ面での支援のほか、地域福祉における専門人材として事業の中核を担うことが期待されるコミュニティソーシャルワーカーの養成などにより市町村の取組を支援しています。